



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 7 月 7 日（月曜日） 第 626 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

規 則

○宮崎県東京学生寮管理規則の一部を改正する規

則……………（財産総合管理課） 1

○医療法施行細則の一部を改正する規則……………（医療政策課） 2

告 示

○救急病院の認定……………（ “ ” ） 5

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………（障がい福祉課） 5

○保安林の指定予定……………（自然環境課） 6

公 告

○宮崎県東京学生寮の指定管理者の指定の申請の

手続の公表……………（財産総合管理課） 6

○宮崎県屋外型トレーニングセンターの指定管理

者の指定の申請の手続の公表……………（スポーツランド推進課） 7

○県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎

県農業科学公園の指定管理者の指定の申請の手

続の公表……………（担い手農地対策課） 8

○入札公告（2 件）…………… 9

○落札者等の公告（2 件）……………11

公安委員会告示

○宮崎県交通安全推進センターとして指定した法

人の主たる事務所の所在地の変更について……………12

雑 報

○令和 7 年度行政書士試験の実施について……………12

規 則

宮崎県東京学生寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第46号

宮崎県東京学生寮管理規則の一部を改正する規則

宮崎県東京学生寮管理規則（昭和47年宮崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（入寮資格） 第 2 条 学生寮に入寮できる者は、次の各号に該当する者でなければならない。 （1） 東京都の区域及びその周辺の地域に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学若しくは専修学校又は同法第 104条第 7 項第 2 号に規定する教育施設のうち学生の身分が公務員でないものの第 1 学年（専修学校にあっては、修業年限 2 年以上の専門課程の第 1 学年に限る。以下同じ。）に入学することが決定した男子又は第 1 学年に在学する男子で、その者の生計を主として維持する者（以下「保護者」という。）が宮崎県内に居住するもの （2）～（5） [略]	（入寮資格） 第 2 条 学生寮に入寮できる者は、次の各号に該当する者でなければならない。 （1） 東京都の区域及びその周辺の地域に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、短期大学若しくは専修学校又は同法第 104条第 7 項第 2 号に規定する教育施設のうち学生の身分が公務員でないものの第 1 学年（専修学校にあっては、修業年限 2 年以上の専門課程の第 1 学年に限る。以下同じ。）に入学することが決定している者又は第 1 学年に在学する者で、その者の生計を主として維持する者（以下「保護者」という。）が宮崎県内に居住するもの （2）～（5） [略]

別記様式第 1 号中 「^{フリガナ}氏 名」 を 「^{フリガナ}氏 名」 に改める。
（生年月日 年 月 日生） （生年月日 年 月 日生）
（性別： 男 ・ 女 ） （性別： 男 ・ 女 ）

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の宮崎県東京学生寮管理規則（以下「改正後の規則」という。）第 2 条第 1 号の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から令和10年3月31日までの間における改正後の規則第2条第1号の規定の適用については、同号中「第1学年に在学する者」とあるのは「第1学年に令和5年4月1日以後に入学した者であって、かつ、在学する者」とする。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第47号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成18年宮崎県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
（診療用放射線の防護に関する届出書の様式）													
第17条 診療用放射線の防護について、次の表の左欄に掲げる届出書は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式によるものとする。													
<table><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>省令第27条の2に規定する届出書</td><td>〔略〕</td></tr></table>	〔略〕		省令第27条の2に規定する届出書	〔略〕	<table><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>省令第27条の2に規定する届出書</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>省令第27条の3第1項に規定する届出書</td><td>診療用放射性同位元素使用器具設置届（別記様式第25号の2）</td></tr><tr><td>省令第27条の3第2項に規定する届出書</td><td>診療用放射性同位元素使用器具使用予定届（別記様式第25号の3）</td></tr></table>	〔略〕		省令第27条の2に規定する届出書	〔略〕	省令第27条の3第1項に規定する届出書	診療用放射性同位元素使用器具設置届（別記様式第25号の2）	省令第27条の3第2項に規定する届出書	診療用放射性同位元素使用器具使用予定届（別記様式第25号の3）
〔略〕													
省令第27条の2に規定する届出書	〔略〕												
〔略〕													
省令第27条の2に規定する届出書	〔略〕												
省令第27条の3第1項に規定する届出書	診療用放射性同位元素使用器具設置届（別記様式第25号の2）												
省令第27条の3第2項に規定する届出書	診療用放射性同位元素使用器具使用予定届（別記様式第25号の3）												
<table><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>省令第29条第3項に規定する届出書（診療用放射性同位元素等の廃止後の措置を講じた場合に限る。）</td><td>診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止措置届（別記様式第30号）</td></tr></table>	〔略〕		省令第29条第3項に規定する届出書（診療用放射性同位元素等の廃止後の措置を講じた場合に限る。）	診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止措置届（別記様式第30号）	<table><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>省令第29条第3項に規定する届出書（診療用放射性同位元素等の廃止後の措置を講じた場合に限る。）</td><td>診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止措置届（別記様式第30号）</td></tr></table>	〔略〕		省令第29条第3項に規定する届出書（診療用放射性同位元素等の廃止後の措置を講じた場合に限る。）	診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止措置届（別記様式第30号）				
〔略〕													
省令第29条第3項に規定する届出書（診療用放射性同位元素等の廃止後の措置を講じた場合に限る。）	診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止措置届（別記様式第30号）												
〔略〕													
省令第29条第3項に規定する届出書（診療用放射性同位元素等の廃止後の措置を講じた場合に限る。）	診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止措置届（別記様式第30号）												

別記様式第25号の次に次の2様式を加える。

様式第25号の2（第17条関係）

診療用放射性同位元素使用器具設置届

年 月 日

宮崎県知事 殿

管理者 住所
氏名

次のとおり診療用放射性同位元素使用器具を設置するので、医療法施行規則第27条の3第1項の規定により届け出ます。

病 院 又 は 診 療 所		名 称		電話 番号	
		所在地			
診 療 用 放 射 性 同 位 元 素 使 用 器 具	装 備 す る 放 射 性 同 位 元 素	種 類			
		形 状			
		年間使用予定数量			
	種 類				
	最 大 貯 蔵 予 定 数 量				
	1 日 最 大 使 用 予 定 数 量				
	3 月 間 最 大 使 用 予 定 数 量				
		診療用放射性同位元素使用器具使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素使用器具により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要			
診療用放射性同位元素 使用器具を使用する医 師又は歯科医師の氏名 等		氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴	
予定使用開始時期					

添付書類 診療用放射性同位元素使用器具使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素使用器具により治療を受けている患者を入院させる病室等の平面図

様式第25号の3（第17条関係）

診療用放射性同位元素使用器具使用予定届

年 月 日

宮崎県知事 殿

管理者 住所
氏名

次のとおり 年に使用予定の診療用放射性同位元素使用器具について、医療法
施行規則第27条の3第2項の規定により届け出ます。

病 院 又 は 診 療 所	名 称		電 話 番 号	
	所在地			
診療用放射性同位元素使用器具	種 類			
	装備する 放射性同位元素	種 類		
		形 状		
		年間使用 予定数量		

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
様式第28号（第17条関係） 〔略〕 次のとおり診療用エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設置届出事項を変更した（変更する）ので、医療法施行規則第29条第1項（第29条第2項）の規定により届け出ます。 〔略〕	様式第28号（第17条関係） 〔略〕 次のとおり診療用エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・ <u>診療用放射性同位元素使用器具</u> ・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設置届出事項を変更した（変更する）ので、医療法施行規則第29条第1項（第29条第2項）の規定により届け出ます。 〔略〕												
様式第30号（第17条関係） <u>診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止措置届</u> 〔略〕 年 月 日付けで廃止した <u>診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）</u> については、次のとおり措置したので、医療法施行規則第29条第3項の規定により届け出ます。 <table><tr><td>〔略〕</td><td></td></tr><tr><td><u>診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）</u>による汚染除去の概要</td><td></td></tr><tr><td><u>診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）</u>によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要</td><td></td></tr></table>	〔略〕		<u>診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）</u> による汚染除去の概要		<u>診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）</u> によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要		様式第30号（第17条関係） <u>診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止措置届</u> 〔略〕 年 月 日付けで廃止した <u>診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）</u> については、次のとおり措置したので、医療法施行規則第29条第3項の規定により届け出ます。 <table><tr><td>〔略〕</td><td></td></tr><tr><td><u>診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）</u>による汚染除去の概要</td><td></td></tr><tr><td><u>診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）</u>によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要</td><td></td></tr></table>	〔略〕		<u>診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）</u> による汚染除去の概要		<u>診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）</u> によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要	
〔略〕													
<u>診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）</u> による汚染除去の概要													
<u>診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）</u> によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要													
〔略〕													
<u>診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）</u> による汚染除去の概要													
<u>診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）</u> によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要													

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（用紙に関する経過措置）
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の医療法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 430号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和7年7月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
県立日南病院	日南市木山1丁目9番5号

2 救急病院の認定の有効期間

令和7年7月17日から令和10年7月16日まで

宮崎県告示第 431号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和7年7月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
植村 倫行	宮崎県立日南病院	日南市	内科	令和7年7月1日

中房 智樹	藤元総合病院	都城市	外科	令和7年7月1日
斧淵 奈旺	藤元総合病院	都城市	脳神経外科	令和7年7月1日
竹原 雅宣	藤元総合病院	都城市	脳神経外科	令和7年7月1日
蓮井 春彦	藤元総合病院	都城市	リハビリテーション科	令和7年7月1日
渡邊 啓夢	宮崎県済生会 日向病院	門川町	小児科	令和7年7月1日
和田 英里香	宮崎県済生会 日向病院	門川町	眼科	令和7年7月1日
岩井 正憲	宮崎県立延岡病院	延岡市	小児科	令和7年7月1日
石川 裕隆	医療法人社団 聖山会 川南病院	川南町	泌尿器科	令和7年7月1日
釘宮 啓一	宮崎県立日南病院	日南市	呼吸器内科	令和7年7月1日
渡部 和也	宮崎県立日南病院	日南市	循環器内科	令和7年7月1日
奥野 佑介	宮崎県立日南病院	日南市	眼科	令和7年7月1日
市来 伸彦	都城市郡医師会病院	都城市	外科	令和7年7月1日

宮崎県告示第 432号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年7月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 日南市大字酒谷字白木俣前津留甲3876-14から甲3876-26まで、甲3876-30から甲3876-36まで、甲3876-41、甲3876-46、甲3876-48から甲3876-51まで、甲3876-121、甲3876-244、甲3876-247、甲3876-248、甲3876-250、甲3876-251、甲3876-255
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県東京学生寮の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和7年7月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
 - 名称 宮崎県東京学生寮（以下「学生寮」という。）
 - 所在地 東京都千代田区九段南4丁目8番2号
 - 設置目的 宮崎県民の子弟であって、東京及びその周辺に居住する学生のための寮
- 指定期間

令和8年10月1日から令和13年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 指定管理者の業務
 - 学生寮の入退寮手続に関する業務
 - 学生寮における寮監業務
 - 学生寮の維持及び保全に関する業務
 - その他宮崎県東京学生寮指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める業務
- 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県東京学生寮管理規則（昭和47年宮崎県規則第20号）第19条に規定する管理の基準による。
- 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 指定管理者指定の申請に必要な資格
 - 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
 - 宮崎県から地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
 - 会社更生法（平成14年法律第 154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第 225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は拘禁刑以上の刑（禁錮以上の刑を含む。）に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画であること。
- (3) 管理運営に係る経費の縮減等がされること。
- (4) 事業計画を着実に実施するための管理運営能力を有すること。
- (5) 環境保全への対応等がなされること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県東京学生寮指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985（26）7290
- (2) 配布期間 令和7年7月7日から令和7年9月8日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 令和7年8月13日から令和7年9月8日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985（26）7290

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県屋外型トレーニングセンターの指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和7年7月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

- (1) 名称 宮崎県屋外型トレーニングセンター
- (2) 所在地 宮崎市山崎町浜山 415番87
- (3) 設置目的 県の重点施策である「スポーツランドみやざき」の更なる推進に向け、ラグビー、サッカー、陸上競技等の国内外のトップアスリート等の合宿拠点とするとともに、県内アスリートの競技力向上や、キャンプ誘致による観光の振興・経済

の活性化を目的とする。

2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 施設の維持及び保全に関する業務
- (3) その他管理運営に必要な業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則（令和4年宮崎県規則第49号）第15条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宮崎県から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は拘禁刑以上の刑（禁錮以上の刑を含む。）に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

なお、複数の団体でグループを構成して申請することもできる。この場合、代表となる団体は、(1)から(8)の要件を、その他の構成団体は(2)から(8)の要件を満たす必要がある。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 事業計画書の内容等が、住民の平等な利用が確保されるものになっていること。
- (2) 事業計画書の内容等が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容等が、管理運営に係る経費の縮減に努めるものになっていること。
- (4) 事業計画書の内容等を確実に実施するために必要な管理運営能力を有していること。
- (5) 事業計画書の内容等が、地域貢献に資するものになっている

こと。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県屋外型トレーニングセンター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県屋外型トレーニングセンター指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

(1) 配布場所及び請求先 宮崎県商工観光労働部観光経済交流局 スポーツランド推進課スポーツキャンプ推進担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985-26-7108

(2) 配布期間 令和 7 年 7 月 7 日（月）から令和 7 年 9 月 8 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（送付にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 提出期間 令和 7 年 8 月 8 日（金）から令和 7 年 9 月 8 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県商工観光労働部観光経済交流局 スポーツランド推進課スポーツキャンプ推進担当

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和 39 年宮崎県条例第 7 号）第 10 条の 2 の規定により、県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和 7 年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

名称	県立農業大学校農業総合研修センター	宮崎県農業科学公園
所在地	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田 5732	
設置目的	優れた農業経営者及び地域農業を先導する指導者の養成並びに農業経営者等の資質の向上及び県民の農業に対する意識の啓発に資する研修のための施設	県民の農業とのふれあいの場を提供するとともに、農業に対する意識の啓発に資するための施設

2 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

(1) 県立農業大学校農業総合研修センターの利用に関する業務
(2) 県立農業大学校農業総合研修センターにおける研修の実施に関する業務

(3) 県立農業大学校農業総合研修センターの維持及び保全に関する業務

(4) 宮崎県農業科学公園の利用に関する業務

(5) 宮崎県農業科学公園の維持及び保全に関する業務

(6) その他管理運営に必要な業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第 10 条の 4 及び次に掲げる基準による。

(1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正な施設の管理運営を行うこと。

(2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。

(3) 施設の整備及び物品等の維持管理を適切に行うこと。

(4) 指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(5) その他知事が必要と認める基準

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

(1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して 2 年を経過している者であること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

(6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は拘禁刑以上の刑（禁錮以上の刑を含む。）に処せられている者がいないこと。

(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。

(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

(1) 住民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 事業計画書の内容が、施設の認知度向上や農業、自然の豊かさを体験できるものであること。

(4) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。

(5) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎

及び管理に関する能力を有するものであること。

- (6) 施設の運営に当たり、環境保全への対応や地域への貢献が図られていること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県農政水産部農村振興局担い手農地対策課担い手確保担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
郵便番号 880-8501 電話番号0985（26）7124
- (2) 配布期間 令和7年7月7日から令和7年9月8日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（送付にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 令和7年8月12日から令和7年9月8日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県農政水産部農村振興局担い手農地対策課担い手確保担当

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和7年7月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 特定役務の件名 宮崎港曳船作業業務（以下「本業務」という。）
- (2) 特定役務の特質等 宮崎港曳船作業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和7年10月1日から令和10年9月30日まで
- (4) 履行場所 本業務の履行場所は、次のとおりとする。

ア 名称 宮崎港

イ 所在地 宮崎市港

- (5) 入札方法 本業務について入札を実施する。入札金額は、1月当たりの委託料に委託期間月数を乗じた金額を記載すること（記載方法については、入札書を確認すること。）。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること（入札書の金額は、委託期間全体の総額を記載すること。）。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の相手方が契約期間内に本業務を完了する見込みがない場合

ウ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和7年宮崎県告示第62号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他の者であること。

イ 仕様書に定める海技士の有資格者を運転要員とすることができる者であること。

ウ 仕様書に定める曳船の手配ができる者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和7年7月23日午後5時までに下記9(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

3(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985（26）7208

- (2) 申請書類の受付期間 令和7年7月7日から令和7年7月14日まで（宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。5(2)、6(2)及び6(3)において同じ。）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わない認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県中部港湾事務所総務課 宮崎県宮崎市港1丁目18番地 郵便番号 880-0858 電話番号0985（24）6224

- (2) 期間 令和7年7月7日から令和7年7月23日まで

6 入札説明書及び仕様書の交付場所等

- (1) 場所 宮崎県中部港湾事務所総務課

- (2) 期間 令和7年7月7日から令和7年7月23日まで

- (3) その他 設計図書は、宮崎県中部港湾事務所総務課において、8の入札参加資格確認の結果の通知日以後、入札執行日の前日まで、入札参加資格があると認めた者に、実費相当額徴収の上で交付する。

7 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県防災庁舎 7 階 県土整備部会議室 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- (2) 日時 令和 7 年 7 月 10 日午後 2 時

8 入札参加資格確認の結果の通知

入札参加資格確認の結果は、令和 7 年 8 月 6 日までに通知する。

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県県土整備部港湾課空港・ポートセールス担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7189
- (2) 提出期限 令和 7 年 9 月 9 日午後 2 時（送付にあっては、令和 7 年 9 月 8 日午後 5 時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県防災庁舎 7 階 県土整備部会議室
- (2) 日時 令和 7 年 9 月 9 日午後 2 時

11 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 100 条の規定による。

12 入札の無効に関する事項

規則第 125 条に規定する場合のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において入札参加資格のない者のした入札
- (3) 提出書類において不正があった入札
- (4) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

13 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

なお、当該価格があらかじめ設定した調査基準価格を下回り、調査の結果、次のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で当該落札者となるべき者の次に最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者の当該価格が調査基準価格を下回る場合は、調査を行うものとする。

- (1) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき。

14 調査基準価格

調査基準価格を下回った場合は、次の調査内容をもって落札者の判断を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 積算内訳書
- (3) 契約対象業務箇所と入札者の事務所等の関連
- (4) 手持曳船の状況
- (5) 労働者の具体的配給見通し
- (6) 過去に委託した業務の成績
- (7) 信用状況

15 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県県土整備部港湾課空港・ポートセールス担当

16 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

17 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特別調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加した場合は、当該複数の者のした入札は無効とする。
- なお、他の入札参加者に一定の資本関係又は人的関係を有する者が含まれていることが判明した場合には、速やかに申し出ること。
- (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

18 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required: Tug-boat operation in Miyazaki Port
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for examination: 5:00P.M. 23 July 2025
- (3) Time-limit for tenders: 2:00P.M. 9 September 2025 (tenders submitted by post 5:00P.M. 8 September 2025)
- (4) Contact point for Inquiries :Port Authority Division, Prefectural Land Development Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, 880-8501, Japan, TEL: 0985-26-71 89

入札公告

宮崎県盛土等情報管理システム構築業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

令和 7 年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 企画提案競技に付する事項

- (1) 業務件名 宮崎県盛土等情報管理システム構築業務
- (2) 業務の特質等 宮崎県盛土等情報管理システム構築業務調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 23 日まで

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

この企画提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和 7 年宮崎県告示第 62 号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が電算業務のものであること。
- (2) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、県から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条

第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者であること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

2(1)に掲げる資格を有しない者で、企画提案競技への参加を希望する者は、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 電話番号 0985 (26) 7208

(2) 申請書類の受付期間 令和7年7月7日から令和7年8月1日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には参加資格審査が企画提案競技に間に合わないことがある。

なお、企画提案競技に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 宮崎県盛土等情報管理システム構築業務委託企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書の配布場所及び配布期間

(1) 配布場所 宮崎県環境森林部・農政水産部・県土整備部共管盛土対策課盛土規制担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 電話番号 0985 (33) 9263

(2) 配布期間 令和7年7月7日から令和7年8月21日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 企画提案競技に関する質問

(1) 質問

この企画提案競技に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出場所 宮崎県環境森林部・農政水産部・県土整備部共管盛土対策課盛土規制担当

イ 提出期限 令和7年8月4日午後5時

ウ 提出方法 実施要領に定める企画提案競技に関する質問票（以下「質問票」という。）を電子メール（morido-taisaku@pref.miyazaki.lg.jp）で提出すること。

(2) 回答

質問に関する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 原則として質問票が提出された日から3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に質問者へ電子メールで送付する。

イ その他 仕様書等の変更に係る回答については、企画提案競技参加申込書を提出した全ての者に行うものとする。

6 企画提案競技参加申込書の提出先、提出期限及び提出方法

企画提案競技への参加を希望する者は、次により企画提案競技参加申込書を提出すること。

(1) 提出先 宮崎県環境森林部・農政水産部・県土整備部共管盛土対策課盛土規制担当

(2) 提出期限 令和7年8月4日午後5時（郵送であっても必着とする。）

(3) 提出方法 持参、郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）、電子メール（morido-taisaku@pref.miyazaki.lg.jp）

7 企画提案書等の提出先、提出期限及び提出方法

(1) 提出先 宮崎県環境森林部・農政水産部・県土整備部共管盛土対策課盛土規制担当

(2) 提出期限 令和7年8月21日午後5時（郵送であっても必着とする。）

(3) 提出方法 持参、郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）、電子メール（morido-taisaku@pref.miyazaki.lg.jp）

8 審査

資格審査の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する選定委員会の審査を経て受託候補者を選定するものとする。

9 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者又は最優秀提案者の決定までに2の要件を満たさなくなった者

(2) 企画提案競技参加申込書、企画提案書、企画提案書本文その他企画提案競技に関連して提出された書類に虚偽の記載をした者

(3) 2件以上の企画提案をした者

(4) 6(2)の提出期限までに企画提案競技参加申込書を提出しなかった者

(5) 7(2)の提出期限までに企画提案書を提出しなかった者

(6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提出した者

(7) 2人以上の代理人をした者

(8) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した、又は不明な提案をした者

10 企画提案競技に関する事務を担当する部局

宮崎県環境森林部・農政水産部・県土整備部共管盛土対策課盛土規制担当

11 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

(1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理において、宮崎県政府調達苦情検討委員会の調達手続の停止等に関する要請を受けた場合は、調達手続の停止等を行うことがある。

(3) 企画提案書の作成、提出等に関し必要な費用は、企画提案競技に参加する者の負担とする。

(4) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the service required: Building a computer system that manages embankment information

(2) Proposal submission deadline: 5:00p.m.21 August, 2025

(3) Point of contact: Miyazaki Prefectural Government Embankment Administration Division, jointly managed by Agriculture and Fisheries Department・Environment and Forestry Department・Prefectural Land Development Department, 2-10-1 Tachibanadorihigashi Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, 880-8501 Japan, TEL: 0985-33-9263

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和7年7月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 随意契約に係る特定役務の名称

財務会計システムのe L T A X対応改修業務

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局会計課システム管理担当
宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 7 年 5 月 27 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社 九州南部公共ビジネス部
宮崎市錦町 1 番 10 号
- 5 随意契約に係る契約金額
249,961,800 円
- 6 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号に基づく随意
契約

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
。

- 令和 7 年 7 月 7 日
宮崎県知事 河 野 俊 嗣
- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
バスケット台 S－GOAL PRO 3 対及びバスケット台オレ
ンジゴール 1 対
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橋
通東 2 丁目 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 6 月 23 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中島スポーツ
延岡市安賀多町二丁目 5 番地 8
- 5 落札金額
50,930,000 円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 7 年 5 月 12 日

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第 65 号

交通安全活動推進センターに関する規則（平成 10 年国家公安委員
会規則第 3 号）第 3 条第 1 項の規定により、宮崎県交通安全活動推
進センターである一般財団法人宮崎県交通安全協会から次のとおり
主たる事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第 2
項の規定により公示する。

- 令和 7 年 7 月 7 日
宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友
- 1 変更の内容
主たる事務所の所在地
(1) 新所在地 宮崎市旭一丁目 2 番 2 号宮崎県企業局 2 階
(2) 旧所在地 宮崎市広島一丁目 13 番 10 号
- 2 変更年月日
令和 7 年 2 月 12 日

雑 報

令和 7 年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により宮
崎県知事から委任された令和 7 年度行政書士試験について、次のと
おり実施します。

令和 7 年 7 月 7 日
一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 望 月 達 史

- 1 試験期日
令和 7 年 11 月 9 日（日） 午後 1 時から午後 4 時まで
- 2 試験場所
宮崎産業経営大学（宮崎市古城町丸尾 100）
- 3 試験の科目及び方法
(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に 関し必要な法令等 （出題数 46 題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、 行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴 訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心と する。）、民法、商法及び基礎法学の中か らそれぞれ出題し、法令については、令和 7 年 4 月 1 日現在施行されている法令に関 して出題します。
行政書士の業務に 関し必要な基礎知 識（出題数 14 題）	一般知識、行政書士法等行政書士業務と密 接に関連する諸法令、情報通信・個人情報 保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し 、法令については、令和 7 年 4 月 1 日現在 施行されている法令に関して出題します。

- (2) 試験の方法
ア 試験は、筆記試験によって行います。
イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は
択一式及び記述式、「行政書士の業務に関し必要な基礎知識
」は択一式とします。
＊ 記述式は、40 字程度で記述するものを出題します。
- 4 受験手数料
10,400 円
受験手数料の払込方法については、試験案内を御覧ください。
なお、払込みに必要な費用は、受験申込者の負担となります。
また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、
試験を実施しなかった場合を除き、返還しません。
- 5 受験手続
(1) 郵送による受験申込み
ア 受付期間
令和 7 年 7 月 22 日（火）から令和 7 年 8 月 18 日（月）まで
イ 受付場所
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課（東京都千
代田区一番町 25 番地 全国町村議員会館 3 階）
受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、郵便局
の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。
8 月 18 日（月）の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書一式（配布場所についてはエを御覧ください。）

エ 受験願書及び試験案内の配布場所、請求方法及び配布場所

① 郵送配布

(ア) 配布期間

令和7年7月22日（火）から順次郵送

受験願書及び試験案内の郵送での配布請求期間は、令和7年7月7日（月）から令和7年8月8日（金）（必着）までです。この期間内に請求があったものについて、郵送配布します。

(イ) 請求方法

住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒（角形2号＝A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒）に、郵便切手 180円分を貼付し、下記の宛先まで郵送してください。

郵便番号 252-0299

日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

② 窓口配布

(ア) 配布期間

令和7年7月22日（火）から令和7年8月18日（月）まで

(イ) 配布場所

宮崎県行政書士会、宮崎県総務部市町村課、県内各県税・総務事務所、西臼杵支庁、県内各市役所及び町村役場総務担当課

土曜日、日曜日及び国民の祝日は、配布しません。

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

① 令和7年7月22日（火）午前9時から令和7年8月25日（月）午後5時まで

インターネットによる受験申込は、8月25日（月）午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

② 入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターホームページにて御確認ください。

③ 受付最終日（8月25日（月））は大変混雑し、インターネットがつながりにくくなることが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

イ 受験手数料の払込み

① 受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限ります。）又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

② 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

③ 利用できるコンビニエンスストア

セブンイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

6 特例措置の実施

身体機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使

用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。

なお、申出の時期や障がいの内容等によっては希望に沿えない場合があります。

受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで御相談ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

令和8年1月28日（水）午前9時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。

なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。

また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページにも合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）します。

--	--